
プロジェクト	連結納税制度の見直しへの対応
項目	第 75 回税効果会計専門委員会及び第 461 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 75 回税効果会計専門委員会（2021 年 7 月 9 日開催）及び第 461 回企業会計基準委員会（2021 年 7 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

通算税効果額の授受を行わない場合の取扱い

第 75 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 通算税効果額の授受を行わない場合について、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することが結論の背景に明示的に記載され、非常に分かりやすくなった。
3. 通算税効果額の授受を行わない企業について、「実務対応報告第 39 号の特例的な取扱いを適用する場合、原則的な取扱いへの変更によって、会計方針の変更に該当し影響が生じる可能性がある」との記載は、実務対応報告の文案の第 67 項で示されている取扱いとは異なる取扱いをするということになるのか。
4. 通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示を取り扱わないとしているが、通算税効果額の授受を行わない場合の繰延税金資産の回収可能性の判断についても、取り扱っていないということになるのか念のため確認させていただきたい。

第 461 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. 通算税効果額の授受を行わない場合について、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することを結論の背景で明らかにするという事務局の対応案に賛成する。

一方で、コメントへの対応(案)における遡及適用に関する考え方の記載について、コメント提出者の「実務対応報告第 5 号等で定められている会計処理から別の会計処理に変更する場合は、企業会計基準第 24 号第 5 項(2)に定める自発的に会計方針の変更を行う場合に該当し、遡及適用する必要があるのか」という点に、対応した記載になっていないのではないかと。

修更正が生じた場合の取扱い

第 75 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

6. 一般試験研究費に関する修更正について、3 社で構成された企業グループのうち 2 社で修更正が発生した場合、その追徴額の各社へのあん分や通算税効果額はどのように計算されるのか。
7. いずれも遮断措置によって修更正が生じた会社以外は追加での課税が行われませんが、損益通算に関する修更正では通算税効果額が生じない一方で、一般試験研究費に関する修更正では通算税効果額が生じることになるのは、税務上の考え方や税額計算のどこが異なることによるものなのか。

第 461 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

8. 修更正を行ったか否かやそれに伴う通算税効果額の授受を行ったか否かは、通算税効果額の会計処理の方法には関係ないと思われ、追徴額又は還付額を損益として認識する会計期間と、同じ会計期間において通算税効果額を認識するという事務局の対応案に賛成する。

投資簿価修正に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の取扱い

第 75 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

9. 投資簿価修正についての数値例は非常に分かりやすいが、実務対応報告の設例に追加しないのか。

第 461 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

10. 実務対応報告第 7 号の設例で記載されていたものについては修文を行い、取扱いが明らかでなかったものについては修文を行わないが、従来と考え方を変えないという事務局の対応案に賛成する。

以 上